

4 中小企業の事業承継円滑化への支援

(経済産業省、中小企業庁)

【提言・提案項目】 **制度**・**予算**

地域経済を支える重要な存在である中小企業の円滑な事業承継を進めるため、青色申告を行うなど個人資産と事業用資産を区分している個人事業者の事業承継時の税制や事業承継時の経営者の個人保証の見直しに関して、以下の施策を講じること。

- 1 地域において大部分を占める個人事業者に対して、事業承継時における税制面の軽減策を講じること。
 - (1) 個人事業者の事業承継時における事業用資産に関する相続税および贈与税の負担軽減措置
 - (2) 個人事業者が移住者など第三者に対して、事業用資産を譲渡（賃貸）する際の税負担軽減措置
- 2 事業承継時における新旧経営者の個人保証のあり方等について、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容をふまえた適切な対応が進むよう、以下の施策を講じること。
 - (1) 金融機関に対して、法人と経営者との関係が明確に分離されている場合等には経営者の個人保証を求めないことなど、「経営者保証に関するガイドライン」に基づく適切な対応がなされるよう、融資慣行としての同ガイドラインの一層の浸透・定着等を図ること。
 - (2) 中小企業に対して、「経営者保証に関するガイドライン」に基づく事業承継時の金融機関の対応等について周知を図るとともに、法人と個人（経営者）との会計関係等の明確な区分・分離を促すこと。

《現状・課題等》

(個人事業者に対する税制面の拡充)

- 先代経営者から後継者に対し、事業用資産を相続・贈与により移転するとき、多額の税負担が発生する場合があります、事業承継の大きな障害となっています。
- 現在、会社に対しては事業承継税制により、非上場株式に係る相続税・贈与税の納税猶予措置がありますが、個人事業者に対しては、現在のところ相続税において事業用宅地 400 ㎡までの 80%減額措置が講じられているのみです。
- 「ええとこやんか三重 移住相談センター」（東京都内）を拠点とした本県への移住促進施策等との相乗効果も発揮できるよう、個人事業者の円滑な事業承継のための相続税および贈与税の負担軽減措置の拡充が必要です。

(経営者保証)

- 事業承継を行うにあたり、会社が負っている債務は事業承継にかかわらず会社が負い続けるものの、会社の借入れについて現経営者が個人保証を提供している場合は、その処理を検討しなければなりません。県内事業者からは、「事業承継に当たっての課題は銀行取引における個人債務保証である」、「代表取締役が連帯保証人となる慣習については、法的対応を含め、制度設計の改革が必須であると感じている」等の意見を受けています。
- 本県では、平成 30 年 3 月に策定した「三重県事業承継支援方針」に基づき、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）等の周知を強化することとしており、「三重県事業承継ネットワーク」や本年度開催予定の「事業承継フォーラム（仮称）」等の機会を通じてガイドラインの周知を図ります。国においても、ガイドラインの周知はもとより金融機関に対して融資慣行としてのガイドラインの徹底を求めることが必要です。

事務担当 雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
関係法令等 所得税法、相続税法、銀行法、中小企業経営承継円滑化法

4 中小企業の事業承継円滑化への支援

(経済産業省、中小企業庁)

現状

なぜ今三重県が事業承継に力を入れるのか。

◆ 中小企業は本県経済の原動力

・ 三重県の中小企業・小規模企業は本県経済の重要な存在であり、平成26年4月に「三重県中小企業・小規模企業振興条例」を施行し、支援施策を推進

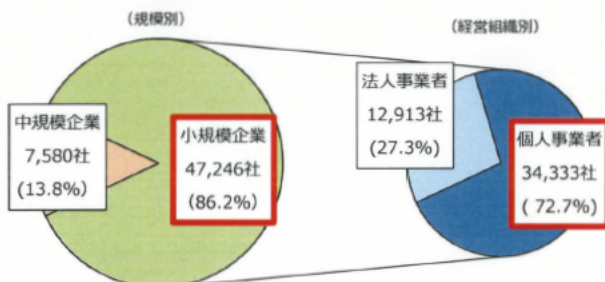
◆ 後継者難による企業の廃業が増加

・ 後継者難による休廃業・解散件数が増加
(休廃業・解散企業の代表者年齢は、60代以上が8割超)

◆ 事業承継に向けた早期・計画的準備の必要性

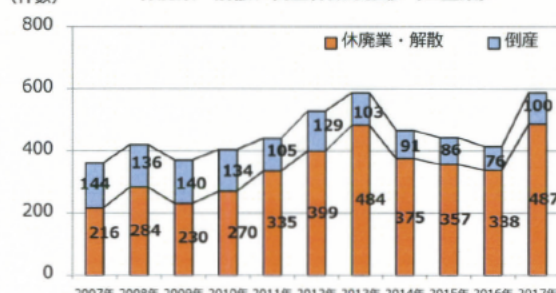
・ 県内アンケート結果では、事業承継に向けて「何も取り組んでいない」企業が約3割、「少し取り組んでいる」企業が約4割

中小企業の規模別・経営組織別（三重県）



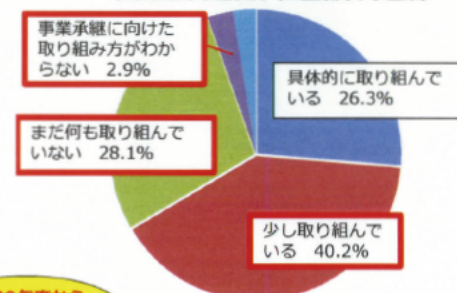
出典：総務省「平成26年経済センサス-基礎調査」

休廃業・解散、倒産件数の推移（三重県）



出典：東京商工リサーチ「休廃業・解散企業動向調査」（2018年1月）

事業承継の取組状況（三重県内中小企業）



出典：三重県事業承継ネットワーク「三重県内中小企業の事業承継に関するアンケート調査」（2018年1月）

平成29年度から5年間の集中取組

三重県の取組

平成29年8月に「三重県事業承継ネットワーク」を組成し、平成30年3月に策定した「三重県事業承継支援方針」に基づき、「プレ承継-事業承継-ポスト承継」の各段階に応じたきめ細かな支援を「政策パッケージ」により推進

平成30年度に開催する「事業承継フォーラム（仮）」において、事業承継問題を地域全体の問題として総力を挙げて取り組むことを知事より宣言
→【全国への発信】総力を結集した「大きな運動」の展開

プレ承継

診断件数(H30.2末)
1,268件(目標720件)

～経営者の早期準備に向けた対話の促進～

- ・ 三重県事業承継ネットワークによる事業承継診断実施
- ・ 条例に基づく「三重県版経営向上計画」による対話促進

人の承継

事業承継

資産の承継

～後継者が継ぎたい環境整備～

- ・ 三重県事業引継ぎ支援センターによるマッチング支援
- ・ 専門家（弁護士、税理士、中小企業診断士等）チームによる集中支援
- ・ 事業承継税制活用や金融支援の強化

ポスト承継

～経営革新による成長・発展～

- ・ 事業承継後の初期段階にある事業者への伴走型支援
- ・ 人材育成やプロフェッショナル人材の活用

課題

事業承継における、個人事業者の税負担の軽減や経営者保証の在り方への対応

【提言・提案項目】

地域経済を支える重要な存在である中小企業の円滑な事業承継を進めるため、青色申告を行うなど個人資産と事業用資産を区分している個人事業者の事業承継時の税制や事業承継時の経営者の個人保証の見直しに関して、以下の施策を講じること。

- 1 地域において大部分を占める個人事業者に対して、事業承継時における税制面の軽減策を講じること。
 - (1) 個人事業者の事業承継時における事業用資産に関する相続税および贈与税の負担軽減措置
 - (2) 個人事業者が移住者など第三者に対して、事業用資産を譲渡（賃貸）する際の税負担軽減措置
- 2 事業承継時における新旧経営者の個人保証のあり方等について、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容をふまえた適切な対応が進むよう、以下の施策を講じること。
 - (1) 金融機関に対して、法人と経営者との関係が明確に分離されている場合等には経営者の個人保証を求めないことなど、「経営者保証に関するガイドライン」に基づく適切な対応がなされるよう、融資慣行としての同ガイドラインの一層の浸透・定着等を図ること。
 - (2) 中小企業に対して、「経営者保証に関するガイドライン」に基づく事業承継時の金融機関の対応等について周知を図るとともに、法人と個人（経営者）との会計関係等の明確な区分・分離を促すこと。

【雇用経済部】

5 スポーツを通じた地域活性化への支援

(内閣官房、スポーツ庁)

【提言・提案項目】 制度・予算

スポーツを通じた地域活性化や交流促進、人材育成のための十分な予算を確保すること。特に、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会や国民体育大会等を契機とした交流促進や、スポーツを通じた地域活性化を担う人材の育成など、各地方自治体のさまざまな取組を推進するため、「スポーツによる地域活性化交付金（仮称、5年間の時限措置）」を創設するなど、地方自治体の政策実現に向けた支援を行うこと。

- 1 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催の機運を高めるとともに、波及効果を全国に行きわたらせ、地方創生を推し進めていくため、地方自治体が行う事前キャンプ地誘致、ホストタウン、フラッグツアー、聖火リレー等の取組に係る財政支援等の制度を充実させること。
- 2 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会や国民体育大会等の国際大会・大規模大会での活躍を目的とした競技力向上のための取組に加え、大会後も将来にわたって「スポーツを通じた地域活性化」を担う人材を育むための取組への支援を行うこと。
- 3 国民体育大会および全国障害者スポーツ大会の開催にあたっては、開催県に大きな財政負担が生じることから、開催経費に係る財政措置を拡充すること。

《現状・課題等》

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会や国民体育大会等の大規模イベントを契機として、スポーツで地方全体が盛り上がるのが大切であり、さらに大規模イベントを一過性のものにせず、終了後の地域活性化や人材育成につなげていく必要があります。

まず、オリンピック・パラリンピック競技大会等を通じた事前キャンプ地誘致やホストタウンなどの取組が盛んに行われることにより、地域住民がスポーツを通じた国際交流への関心をより高めるとともに、その後の地域活性化につなげる必要があります。

また、オリンピック・パラリンピック競技大会や国民体育大会等で活躍した選手が、地域の競技スポーツをけん引するだけでなく、住民全体のスポーツへの関心を高め、地域の文化・経済発展の好循環を生み出すような、「スポーツを通じた地域活性化」を推進できる人材を育成することが重要であり、そのことがアスリートの充実したセカンドキャリアの形成にもつながります。

一方、現在の国のスポーツ関連予算は、地方が地域活性化や指導者等の人材育成のために主体的・積極的に活用できるものが少ないのが現状です。各地方自治体それぞれのスポーツ関連施策を推進するために、「スポーツによる地域活性化交付金（仮称、5年間の時限措置）」を創設するなど、活用しやすい制度創設や財政措置が必要です。

1 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の成功のためには、東京だけでなく全国各地で開催機運が醸成されるとともに、開催効果が各地域に波及し、地域活性化につながる事が重要です。本県においても、昨年から 2021 年までの 5 年間で「みえのスポーツイヤー」と位置づけ、今年はその 2 年目にあたることから、スポーツ推進の取組をさらに加速していくこととしています。特に東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を大きなチャンスと捉え、スポーツへの機運醸成や地域の活性化に取り組み、「スポーツを通じた元気な三重づくり」を進めていくこととしています。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした取組の一環として、多くの地方自治体が各国代表チームの事前キャンプ地誘致に取り組んでおり、日本各地でキャンプが実施されることによって、地域活性化や国際交流が図られることとなります。本県でも、一昨年開催された伊勢志摩サミットで関係ができたカナダを重点国として、キャンプ地誘致やホストタウンの推進に取り組んでいます。しかし、キャンプ地誘致やホストタウン登録をめざすには、誘致活動中や登録申請前における交流事業費など多額の費用が全て地方自治体の負担となるため、これらに対する財政支援制度が必要です。

また、フラッグツアールや聖火リレーの成功のためには、国と地方が連携・協力することにより地方全体が盛り上がる事が不可欠ですが、そのための費用負担や国・組織委員会と都道府県との間での役割が明確にされていない部分が多く残っています。フラッグツアールや聖火リレーの的確な実施に向けて、地方の財政負担を軽減するとともに、国等と地方の十分な協議を行う場の確保や役割分担の明確化が必要です。

2 本県では、三重とこわか国体での天皇杯獲得のため、またその後も継続して本県の競技スポーツを担う人材育成につなげるため、素質あるジュニア・少年選手の育成を図るとともに、優れた指導者の養成と指導体制の構築に取り組んでいます。今年度から開始している「チームみえ・コーチアカデミーセンター事業」では、地方にいても全国トップレベルの指導スキルを修得するとともに、指導者及びサポートする人材でチームを構成することにより指導体制の構築を図ることができる全国でも先進的な取組です。これら指導者の養成や指導体制の構築、選手の活動支援など、地方で実施する競技力を高めるための取組に対する財政支援制度が必要です。

また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会や国民体育大会等の国際大会・大規模大会での地元出身選手の活躍は、地域住民に夢と希望を与えるとともに、地域の一体感や活力を生み出します。大会で活躍した選手が競技生活を終えた後まで、その人材を企業等が積極的に登用するための支援制度や、その能力を地域社会に還元するためのスキルアップの機会を充実させるための支援制度が必要です。

3 国民体育大会や全国障害者スポーツ大会の開催都道府県、開催市町村では、大会運営、競技役員の養成、施設整備などに大きな財政負担が生じていますが、国の開催都道府県に対する財政措置は十分なものとなっていません。

また、「国民体育大会における2020年オリンピック対策・実行計画」に基づく、オリンピック競技大会の実施競技・種目で、国民体育大会で未実施の競技・種目・種別については、本年3月に会場地選定を終えたところです。その開催経費等については、開催県および会場地市町村に負担の生じないよう対応するとしていますが、競技導入当初の開催県に比して大会規模が大きくなってきており、これまでの予算措置では不十分であり、開催県や会場地市町村が新たに財政的負担を負うことが想定されます。

さらに、第21回全国障害者スポーツ大会（三重とわか大会）から、新たにボッチャ競技が導入されることから、本年3月に開催した国際大会の経験を競技運営に生かすよう努めているところですが、大会運営や競技役員の養成等、開催県や会場地市町に大きな負担が生じることが予想されます。

事務担当 地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局 総務企画課、スポーツ推進課、競技力向上対策課
関係法令等 スポーツ基本法

5 スポーツを通じた地域活性化への支援

(内閣官房、スポーツ庁)

【現状と課題】

東京オリンピック・パラリンピック等の国民的な大規模イベントを控え、地方全体が盛り上がりつつある中、スポーツ関連予算は地方が主体的・積極的に活用できるものが少ないのが現状です。各地方自治体のスポーツ関連施策を推進するために、活用しやすい制度創設や財政措置が必要です。

みえのスポーツ・イヤー本格展開

2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
「スポーツ・イヤー元年」 重要な5年間スタート!	県営陸上競技場リニューアル	ポッチャ国際大会	全国高等学校総合体育大会 (2018 彩る感動 東海総体)	三重とわか国体 三重とわか大会 2021
		ラグビーワールドカップ	全国中学校体育大会	東京オリンピック・パラリンピック

スポーツを通じた地域活力の創出



高校生によるPR活動



ポッチャ国際大会 (伊勢市)



国体に向けた選手の育成


地方自治体の取組

①東京オリンピック・パラリンピック

- ・事前キャンプ地の誘致
- ・フラッグツアー、聖火リレー

誘致決定前の財政支援制度が必要

- カナダ・アーティスティックスイミングチームの誘致決定



③国体・全国障害者スポーツ大会

- ・成功に向けた開催準備
- ・大会を契機とした地域活性化

開催経費の約9割が県負担

課題

○財政負担が大きい ○支援制度が少ない ○国と地方の連携・協力

②未来のスポーツを担う人材の育成

- ・指導者の確保・養成による競技力向上
- ・地域社会に貢献するスポーツ人材の育成 (在籍企業やアスリートへの支援等)

- みえコーチアカデミー開講 (H30.4.25)



地方においても全国トップレベルの指導スキルを修得

地方からオリンピックメダリスト輩出へ!!

【提言・提案項目】

スポーツを通じた地域活性化や交流促進、人材育成のための十分な予算を確保すること。特に、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会や国民体育大会等を契機とした交流促進や、スポーツを通じた地域活性化を担う人材の育成など、各地方自治体のさまざまな取組を推進するため、「スポーツによる地域活性化交付金(仮称、5年間の時限措置)」を創設するなど、地方自治体の政策実現に向けた支援を行うこと。

- 1 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催の機運を高めるとともに、波及効果を全国に行きわたらせ、地方創生を推し進めていくため、地方自治体が行う事前キャンプ地誘致、ホストタウン、フラッグツアー、聖火リレー等の取組に係る財政支援等の制度を充実させること。
- 2 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会や国民体育大会等の国際大会・大規模大会での活躍を目的とした競技力向上のための取組に加え、大会後も将来にわたって「スポーツを通じた地域活性化」を担う人材を育むための取組への支援を行うこと。
- 3 国民体育大会および全国障害者スポーツ大会の開催にあたっては、開催県に大きな財政負担が生じることから、開催経費に係る財政措置を拡充すること。

【地域連携部】